

# 令和8年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年3月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年3月6日 午前9時宣告

開 議 令和8年3月6日 午前9時宣告（第1日）

応招議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子  
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝  
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁  
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司  
13番 岡村 統正

不応招議員 な し

出席議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子  
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝  
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁  
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司  
13番 岡村 統正

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 10番 下川 芳樹      12番 中村 卓司

令和8年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和8年3月6日 午前9時開議

- |       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                   |
| 日程第2  |        | 会期の決定                        |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                        |
| 日程第4  |        | 行政報告                         |
| 日程第5  |        | 請願について                       |
| 日程第6  | 議案第3号  | 令和7年度佐川町一般会計補正予算(第8号)        |
| 日程第7  | 議案第4号  | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  |
| 日程第8  | 議案第5号  | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第9  | 議案第6号  | 令和7年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第10 | 議案第7号  | 令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号)    |
| 日程第11 | 議案第8号  | 令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算(第4号)  |
| 日程第12 | 議案第9号  | 令和7年度佐川町水道事業会計補正予算(第3号)      |
| 日程第13 | 議案第10号 | 令和7年度佐川町病院事業特別会計補正予算(第1号)    |

日程第14	議案第11号	令和8年度佐川町一般会計予算
日程第15	議案第12号	令和8年度佐川町国民健康保険特別会計予算
日程第16	議案第13号	令和8年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17	議案第14号	令和8年度佐川町学校給食特別会計予算
日程第18	議案第15号	令和8年度佐川町介護保険特別会計予算
日程第19	議案第16号	令和8年度佐川町農業集落排水事業会計予算
日程第20	議案第17号	令和8年度佐川町水道事業会計予算
日程第21	議案第18号	令和8年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第22	議案第19号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第20号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第21号	佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第22号	さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第23号	旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第27	議案第24号	佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第25号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第26号	佐川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第30	議案第27号	佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第31 議案第28号 佐川町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 第6次佐川町総合計画の策定について
- 日程第34 議案第31号 池田団地集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第32号 富士見町公民館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第33号 三野公民館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第34号 旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第35号 ロ481号客車展示施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 名教館の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第42 議案第39号 町道路線の変更について
- 日程第43 議案第40号 高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更について



議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまから、令和8年3月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、下川芳樹君、12番、中村卓司君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長、岡村統正君。

議会運営委員長（岡村統正君）

3月定例会の会期及び運営につきまして、2月27日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、3月6日を開会日とし、議案の上程までとします。

7日、土曜日、8日、日曜日は休会とします。

9日、月曜日から一般質問を行い、10日、火曜日の午前中は休会とし、午後から11日、水曜日にかけて一般質問を行います。

質問終了後、休会とし、12日、木曜日にかけて予算勉強会及び議員全員協議会を開催します。

13日、金曜日は議案質疑・討論・採決等を行い、閉会とします。

本日の本定例会の会期は、3月6日から13日までの8日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては議長に一任いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月13日までの8日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。

これらは事務局で保管しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。それでは12月定例会後の主立ったものについて報告します。

12月19日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席してまいりました。

議案は、日高村佐川町学校組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、令和7年度日高村佐川町学校組合一般会計補正予算についてであり、いずれの議案も満場一致で可決されました。

1月10日、えびす祭りのご案内をいただき、参加してまいりました。商売繁盛・家内安全を祈願し、町内保育園児の参加や商工会関係の方々などたくさんご参加され、伝統のお祭りを大いに盛り上げていただきました。今後も町の伝統行事として続きますことを祈願しております。

1月11日、令和8年佐川町二十歳の集いが桜座において開催され、議員の皆様とともに出席し、二十歳を迎えられました皆様に、お祝いの言葉を申し上げてまいりました。今年は例年にも増して寒空の中での開催でありましたが、会場は二十歳の皆様の元気な声と笑顔で満ち溢れ、新たな門出に相応しい、心に残る一日となられたのではないかと思います。

1月26日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会及び令和7年度仁淀川改修期成同盟会の要望活動を国土交通省四国地方整備局へ、町長とともにそれぞれ行ってまいりました。高規格道路の整備促進や道路機能の強化、またそれに伴う予算の確保と重点配分などを要望してまいりました。

仁淀川流域の治水関連事業の令和8年度予算の大幅な増額確保を目的とした本省要望を前に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を引き続き要望し、仁淀川の支流である柳瀬川の台風などによる想定される被害、河川改修工事にかかる環境整備における予算を要望してまいりました。

2月10日、高知県町村議会議長会理事会が開催され、参加してまいりました。

2月20日、高知県町村議会議長会第77回定期総会が開催され、事務局長と参加してまいりました。五味会長の挨拶に続き、自治功労者表彰・町村議会表彰が行われました。議会議長及び議会議員として長きにわたり在職され、貢献されました議員の方々が表彰されました。総会に提出されました議案は、報告2件と令和8年度高知県町村議会議長会運営方針及び一般会計予算など議案3件でありましたが、いずれも原案どおり可決されました。

同日、高知県町村長・町村議会議長大会が「ザ・クラウンパレス新阪急高知」において開催され、町長とともに出席してまいりました。会では、地方財政の充実・強化や農林水産業・地域の活力創造について、南海トラフ地震対策及び

防災・減災対策の推進についてなど6項目について、国に要望していくことを全会一致で決議採択いたしました。参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議、「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する特別決議、四国新幹線の整備促進に関する特別決議が提案され、いずれも採択されました。

2月27日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定例会が開催され、出席しました。提出されました議案は、高吾北広域町村事務組合議会一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を含む条例案5件、令和7年度一般会計補正予算案などを含む補正予算案4件、令和8年度高吾北広域町村事務組合一般会計予算案を含む当初予算案5件で、いずれの議案も原案のとおり可決されました。組合長の諸般報告の主立ったものでは、1月末の清掃センターの回収件数などの報告があり、1月末ごみ処理量5,907トンで対前年266トン減。消防緊急出動数、火災出動総数などを含む件数は減少傾向であるとのことでした。しかしながら、緊急時における備えとして現況、県下の渇水状況を鑑み、生活用水の節水など、日常でできることを最大限に心がけていきたいものです。

3月1日、令和7年度佐川町消防団総合演習訓練のご案内を受け、祝辞を述べてまいりました。火災・風水害だけでなく、南海地震等の大災害に的確に対応できるよう、消防団員の団結と技術力の向上を図ることを目的とした訓練でありました。瞬時に対応できる技術力の向上を、訓練を重ねることによって、より一層図られるよう期待をしております。

同日、佐川高等学校で卒業式があり、出席してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

本日は、議員の皆様にご出席をいただき、令和8年3月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力を賜り、改めまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、第6次佐川町総合計画について、ご報告いたします。

総合計画は、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。

平成28年からスタートしました第5次佐川町総合計画が、本年度、10年計

画の最終年度となるため、昨年度から、第6次佐川町総合計画の策定に取り組んでまいりました。本年度は、昨年8月に各地区で町民ワークショップを行い、また、昨年7月から8月にかけて、関係団体へのアンケートを実施いたしました。町民ワークショップや関係団体へのアンケート等により、住民の皆様のご意見をお伺いし、また一方では、これまで10年間の取り組みにつきまして検証、評価を行い、人口推移等のデータ分析も行ったうえで策定作業を進めてまいりました。

また、2月5日に行われました、本年度3回目の総合計画審議会では、委員の皆様にご審議いただき、答申をいただいたところです。

本計画の基本構想は、本町が目指す未来像として、「人と文化が花ひらく、明るく元気なまち さかわ」と決めました。この言葉には、本町の歴史と文化を大切にしながら、町民の一人ひとりが互いに支え合い、活力ある地域社会を築いていくという願いが込められています。人が育ち、文化が育まれるまちとして、教育、福祉、産業、観光など、あらゆる分野において花ひらく未来を表しています。

そして、これからのまちづくりは、行政だけで成し遂げられるものではありません。町民の皆様をはじめ、地域団体や事業者の皆様と目標を共有し、ともに考え、ともに行動していく協働の取組が不可欠です。

本計画が、町民の皆様にとって身近な指針となり、まちづくりへの参画と連携の輪が広がっていくことを期待しています。本計画につきましては、本議会に議案として提出させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、町立図書館さくとにつきまして、ご報告いたします。

町立図書館さくとは、昨年12月20日に開館1周年を迎えました。1年間の来館者は、目標の3万3千人を大きく上回る5万2,249人となり、町民1人当たりの個人貸出数は5.4冊で、全国平均を0.6冊上回っています。

開館前に発足した「さくとを育てる会」は、現在、登録メンバーが50名を超えており、絵本の読み聞かせや布絵本づくり、敷地内の植物の手入れ、イベント企画など、多様な活動を実施していただいております。

また、昨年12月20日には、「さくとを育てる会」との共催により「1周年記念イベント」を開催しました。直径1メートルの花のバースデーケーキが来館者を迎え、「さくとのカーテンのひみつ」と題したワークショップや、佐川高校生によるハンドベル演奏、1年を振り返る映像など、多彩な企画で節目を祝いました。

また、1月4日には、人気の文芸評論家、三宅香帆氏を招聘し、「読書の歴

史と未来」と題した記念講演会を開催し、80名の参加者が読書の楽しさ・深さを実感する時間となりました。

さらに、Casa BRUTUS（カーザ ブルータス）などの全国的な雑誌や書籍、新聞等で取り上げられることが多く、「日本建築家協会優秀建築選2025・100選」に選ばれたこともあり、県内外からの多くの視察の皆様に来館していただいております。

今後も、この図書館が、図書館としての本来の機能を充実させながら、佐川の未来を育む「学び合いの広場」として育っていくことを楽しみにしております。

次に、令和8年度一般会計当初予算案の概要につきまして、ご説明いたします。

予算編成に当たりましては、「第6次佐川町総合計画事業内容の着実な実施」、「こども・子育て施策及び、人口減少対策の推進」、「防災・減災対策強化の推進」、「地域経済の活性化につながる取組の推進」、「将来を見据えた行財政運営の実現」、「補助制度活用の徹底」の6つを基本としまして、これらを実現するための予算編成に取り組みました。

その結果、一般会計の予算規模につきましては、総額90億794万9千円、対前年度比3億6,819万1千円、率にして、4.3%の増額予算となりました。

増額の主な要因は、岡崎堰農業水路等長寿命化事業改修工事や、加茂地区町営住宅整備に係る経費として、3億8,483万9千円を計上したところによるものです。

歳入につきまして、まず、町税、地方譲与税及び、地方消費税交付金等の国からの交付金は、所得増や消費の伸び等を見込んだこと、国の地方財政計画の伸び等により、令和7年度より、6,219万5千円の増額となりました。

次に、歳入の約33%を占める地方交付税につきましては、令和8年度の国の地方財政計画、令和6年度及び、令和7年度の交付決定額等から推計し、令和7年度より5千万円増の30億円を見込んでおります。

国・県支出金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業や、民有林林道事業交付金など、事業費の増加に伴いまして、令和7年度より、1億2,533万4千円の増額となっております。

町債は、岡崎堰農業水路等長寿命化事業改修工事や、飲料水供給施設整備工事の実施に伴いまして、令和7年度より、8,160万円増の4億2,510万円を計上しております。

基金繰入金につきましては、ふるさと納税寄附金基金や、施設整備基金など、その他の特定目的基金からの繰入金を、令和7年度より、5,384万6千円増の

6億7,640万5千円を計上し、財政調整基金繰入金は、令和7年度より、8,299万9千円増の4億6,794万3千円を計上しております。

これらの結果、一般財源の総額としましては、1億1,809万2千円増の56億675万7千円となっております。

続きまして、令和8年度の主な事業につきましては、第6次佐川町総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

まず、「教育」分野に関する事業としまして、町民の皆様の様々な活動を繋ぐ広場となります「町立図書館さくと」の管理運営費としまして、5,490万3千円を計上しております。

また、令和2年度から不登校の改善や、学力向上に重点的に取り組んでいる学校教育改善重点推進事業をはじめ、ふるさと教育の充実と、ICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及び、ふるさと教育の推進に係る費用としまして、1億401万4千円を計上しております。

次に、「健康・福祉」分野に関する事業としまして、18歳以下の子供の医療費無償化のため、乳幼児医療費助成事業に3,957万6千円を計上しております。

また、子供と子育て家庭及び、妊産婦等を対象とした母子保健及び、児童福祉の両面から包括的な支援を行う拠点として、令和8年度に設置する予定の「こども家庭センター」に係る費用として、1,886万6千円を計上しております。

また、あったかふれあいセンター事業につきましては、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の5地区での事業運営に係る費用としまして、7,970万7千円を計上しております。

次に、「産業・観光」分野に関する事業としまして、岡崎堰農業水路等長寿命化事業改修工事等を実施する農業基盤整備事業に係る費用としまして、1億5,958万1千円を計上し、道の駅指定管理料など、まきのさんの道の駅の運営経費としまして、3,513万6千円を計上しております。

また、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に4名、イチゴやニラ、有機農業に5名、さかわ発明ラボに4名、おもちゃ美術館に1名、図書館に1名、児童クラブに1名の計16名で8,636万6千円を計上しております。

また、上町地区の歴史的景観保全と、まちづくりを推進する歴史まちづくり整備事業につきましては、司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵保存活用等に係る経費としまして、1,974万7千円を計上しております。

次に、「安全・安心」分野に関する事業としまして、飲料水供給施設整備補

助事業につきましては、安定した生活用水の確保及び、水質改善のため、飲料水供給施設を改善する費用としまして、3,910万4千円を計上しております。

また、木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、耐震診断などの委託料及び、耐震改修などの補助金としまして、9,223万3千円を計上しております。

また、地域公共交通につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費、高吾北広域路線バス運行維持費及び、車両導入補助金などとしまして、5,554万9千円を計上しております。

また、道路橋りょう施設の改良、維持修繕に係る事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事、道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う、町道の舗装等の修繕工事費用としまして、1億6,900万円を計上しております。

最後に、「まちづくり」分野に関する事業としまして、高知県人口減少対策交付金を活用して、取り組む若年人口の定着・増加等人口減少対策に係る費用としまして、5,048万5千円を計上しております。

また、地域づくり事業につきましては、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとしまして、1,219万円を計上しております。

また、5地区の地域づくりを推進するために配置する集落支援員の活動経費としまして、2,851万円を計上しております。

以上が、令和8年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

昨年12月に追加交付が決定しました、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券配布事業につきまして、ご報告いたします。

この事業は、昨今の物価高騰により影響を受ける住民の負担軽減を図るとともに併せて地域経済の回復を図ることを目的とした事業となります。当町におきましては、町民一人当たり1万2千円の商品券を配布しております。

2月20日に佐川郵便局へ持ち込み、順次町民の皆様に配布されているところでございます。商品券は、世帯ごとに郵送しており、3月2日現在で、町内の149店舗でご利用いただけることとなっております。使用期限は、令和8年6月30日までとなっておりますので、町民の皆様にはぜひ有効にご利用いただけたらと思います。

次に、住民課の所管事項でございます。

2月16日から、3月16日までの確定申告の期間に合わせ、役場2階におきまして納税相談を実施しております。納税相談を通じて、適切な所得の申告、

納税への理解と啓発に努め、公平・公正な賦課徴収に取り組み、自主財源の確保につなげてまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場につきまして、ご報告いたします。

1月16日、集落活動センター「加茂の里」におきまして、県及び、公益財団法人エコサイクル高知とともに、地域住民の皆様を対象とした施設整備状況についての説明会を開催いたしました。

工事の進捗状況やスケジュール等について、エコサイクル高知から説明があり、その中で、12月議会でもご報告しました埋立地内の南側斜面一部に緩みにつきましては、脆弱部の移動を盛土で抑制する対策工事を行うとの説明がありました。

意見交換の概要につきましては、説明会資料と合わせて加茂地区の皆様へ郵送するとともに、毎月配布しております「県・エコサイクル高知からのお知らせ」でも、住民の皆様へ周知を行っております。

町としましても、しっかりと安全性を確保した施設を整備することや、工事に伴う環境保全対策等につきましては、万全を期すよう県とエコサイクル高知に強くお願いをしているところです。

次に、佐川町省エネ家電買替キャンペーンにつきましてご報告いたします。

本事業は、物価高騰対策として、また、地球温暖化対策の一環として実施しているもので、省エネ効果のあるエアコン、テレビ、冷蔵庫への買替えに対して、最大5万円の補助金を交付するものです。

昨年10月から受付を開始し、12月には予算補正をいただき、2月末現在で、1,500万円の予算に対し、310台、1,258万7千円の執行状況となっております。

当初は、2月末までの受付としておりましたが、住民の方々の要望も高いことや、家庭における脱炭素の取組として効果が見込められることから、3月以降、さらに、令和8年度におきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施させていただきたいと考えております。令和8年度の当初予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、福祉避難所開設訓練につきまして、ご報告いたします。

昨年12月14日、佐川町社会福祉協議会が運営しております「ぷらっとホームさかわ」におきまして、町内の福祉避難所として指定や協定を結んでいる各施設の現場責任者等が合同で、福祉避難所の開設訓練を行いました。

これまでの訓練は、施設単位で行ってりましたが、南海トラフ地震などの

大規模災害が起きた際は、各施設が個別に福祉避難所を立ち上げることが困難な状況も考えられるため、今回は、それらの施設から動員可能な人員を集約し、使用可能な施設において合同で運営する形を想定して、訓練を行いました。

訓練の内容としましては、町の災害対策本部からの情報伝達や、各施設から集合した人員の班分け、防災倉庫からの物品の搬出、テントや簡易ベッドを実際に設置し、車椅子を利用する避難者を想定したゾーニングの確認などを行いました。

設置参加者からは、違う施設で訓練することによって新たな気づきがあったり、福祉避難所同士のつながりが強化されるなど、前向きな意見が多くありました。

今後におきましても、実践に生かせる訓練を継続してまいりたいと考えております。

次に、佐川町健康福祉大会につきまして、ご報告いたします。

1月18日、桜座におきまして、第26回佐川町健康福祉大会を、佐川町社会福祉協議会とともに開催いたしました。

今年も、昨年につき、南海トラフ地震への備えをテーマとし、防災の視点から地域福祉を考える大会といたしました。

メイン行事としましては、佐川中学校1年生から「佐川の未来へつなげる防災学習」と題して発表があり、防災について学んだことから、地域の一員として自分たちのできることは何かを考え、発表するという、素晴らしい内容のものでした。

また、記念講演では、テレビなどメディアでも幅広く活躍されている京都大学防災研究所教授の矢守克也先生から「家族が被災すること」と題して、ご自身の熊本地震での経験を踏まえ、非常にリアリティーのあるお話をいただきました。

当日は、188名の方にご来場いただき、子どもから大人まで、みんながそれぞれの立場で、防災を自分事として考える、よい1日となりました。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、佐川町水稻栽培支援金につきまして、ご報告いたします。

物価高騰の影響により、水稻の生産コストが増加した農業者の皆様を対象として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用し、令和7年度に水稻の作付けのあった農地1平方メートル当たり、8円を支給させていただきます。

当支援金につきましては、1月末に申請期限を迎えまして、合計で351件、2,358万4千円の申請を受け付けており、申請内容の確認作業を経まして、3

月中には全ての申請者の皆さんに支援金をお支払いできる見込みとなっております。

また、令和8年度におきましても、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源とし、継続して水稻栽培を支援させていただきたいと考えており、本年度と同様の支援内容で、令和8年度の当初予算に計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、1月24日、「まきのさんの道の駅・佐川」で開催されました「さかわ地乳まつり」につきまして、ご報告いたします。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行を発端に、長らく開催できておりませんでした。町内の酪農家や事業者、商工会が中心となり、多方面に交渉や調整をしていただきまして、6年ぶりに開催することができました。

当日は、約3千人の来場があり、太鼓演奏やキッズダンス、子牛とのふれあい、牛乳パックの高積み競争など、趣向を凝らした催しにより、会場は大変、盛り上がりました。

また、町内外から30を超える飲食の出店があり、地乳を使った料理やスイーツが販売され、1時間程度で売り切れになってしまったお店もあったと伺っております。

6年ぶりの開催となりました「さかわ地乳まつり」に当たって、関係者の皆さまにおかれましては、大変なご苦勞、苦慮されたこともあったと思いますが、多くの方に「さかわの地乳」、「まきのさんの道の駅・佐川」と佐川町をPRする機会となったことを大変感謝しております。ありがとうございました。

今回の「さかわ地乳まつり」の盛況を見ましても、本町にとって「地乳」は、地域づくりの大きな資源であると考えており、今後におきましても「地乳プロジェクト」の推進に関して、引き続き、支援してまいりたいと考えております。

次に、建設課の所管事項でございます。

加茂・弘岡地区で計画しております、町営住宅及び分譲団地整備事業につきまして、ご報告いたします。

この事業につきましては、産廃施設に係る地域振興策の一環として、加茂地区の人口増加、若者定住、良好な居住環境整備による交流促進と地域活性化を目指して取り組んでおります。

現在行っている敷地造成の設計業務は順調に進んでおり、関係機関との協議もほぼ終わり、来月末には業務が完了する予定となっております。

来年度につきましては、開発許可及び、農地転用許可が下り次第、速やかに用地取得を行い、夏頃の敷地造成工事の発注を目指して進めております。この造成工事につきましては、約1年ほど掛かる見込みではありますが、地元の住民

の皆様のご理解・ご協力がいただけるよう適宜事業説明も行いながら、スピード感をもって取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

「二十歳の集い」につきまして、ご報告いたします。

今年の二十歳の集いは、午前中は雪が舞うあいにくの天気となりましたが、対象者132名の約64%に当たる84名の方に参加していただきました。昨年の式典参加者数と比較しますと4名ほど減少しておりますが、これは、四国山間部の大雪の影響による交通機関の乱れも影響したのではないかと考えております。

当日の式典は、町としまして、精一杯のお祝いの気持ちを表せたものと考えており、改めて、ふるさと佐川の魅力を伝えることができたのではないかと思っております。

また、ご家族の皆様からも喜びのお声をお聞かせいただくなど、大変嬉しく感じております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

医師確保につきまして、ご報告いたします。

1月から病院事業管理者とともに、高知大学医学部附属病院の複数の医局を訪問し、医師の派遣につきまして直接ご相談をしております。

令和8年度は、現在の常勤医師6名に加え、新たな常勤医師2名を採用予定としております。

また、本年度と同様、高知大学医学部附属病院、高知医療センター及び、高知医療再生機構等のご協力により非常勤医師を派遣していただきまして、診療体制を整えることとしております。

今後も、この体制を維持できるよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、議案が38件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、請願についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

受理番号1号、保育要録の作成様式に関する請願書を総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、議案第3号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第8号）から

日程第 43、議案第 40 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更についてまで、以上 38 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 3 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 3,946 万 2 千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ 96 億 2,913 万円とするものであります。

議案第 4 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,831 万 6 千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ 16 億 3,280 万 5 千円とするものであります。

議案第 5 号、令和 7 年度佐川町後期高齢医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 万 8 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,844 万 8 千円とするものであります。

議案第 6 号、令和 7 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 137 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 6,468 万 8 千円とするものであります。

議案第 7 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 7,915 万 2 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,168 万 1 千円とするものであります。

議案第 8 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 4 号）につきましては、収益的収入の既決予定額を 255 万 1 千円減額し、収入の既決予定額を 2,929 万 2 千円とし、収益的支出の既決予定額を 143 万円減額し、支出の既決予定額を 3,129 万 6 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 9 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入支出及び資本的収入支出の既決予定額について減額補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を 790 万 1 千円減額し、収入の既決予定額を 2 億 1,594 万 8 千円とし、収益的支出の既決予定額を 198 万 6 千円減額し、支出の既決予定額を 1 億 9,263 万 8 千円にそれぞれ補正し、資本的収入の既決予定額を 3,244 万 7 千円減額し、収入の既決予定額を 9,306 万円とし、資本的支出の既決予定額を 5,636 万 7 千円減額し、支出の既決予定額を 2 億 640 万 2 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 10 号、令和 7 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、資本的収入及び支出予算の減額補正を行うもので、資本的収入の

既決予定額を2億2,880万円に、資本的支出の既決予定額を2億7,868万5千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第11号、令和8年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ90億794万9千円とするものであります。

議案第12号、令和8年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ15億6,685万7千円とするものであります。

議案第13号、令和8年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ2億8,422万2千円とするものであります。

議案第14号、令和8年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ6,518万4千円とするものであります。

議案第15号、令和8年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ18億5,464万7千円とするものであります。

議案第16号、令和8年度佐川町農業集落排水事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入3,164万9千円、支出3,230万8千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入961万3千円、支出1,854万7千円と定めるものであります。

議案第17号、令和8年度佐川町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入2億2,171万1千円、支出1億9,415万8千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億620万6千円、支出2億3,673万1千円と定めるものであります。

議案第18号、令和8年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入17億8,100万円、支出18億9,760万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億694万1千円、支出1億6,843万4千円と定めるものであります。

議案第19号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の期末手当について、高知県の特別職の水準に合わせる改正を行うものであります。

議案第20号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、空き家活用住宅について、所有者からの借り上げ期間が満了することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さかわぐるぐるバスの路線再編に伴う路線名の変更

を行うものであります。

議案第 23 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、旧黒岩中央保育所を活用したアトリエの利用等を取りやめとすることにより廃止するものであります。

議案第 24 号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、物価や人件費等の高騰に伴い、使用料について所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の減免規定について所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号、佐川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める内閣府令が施行されたことに伴い、本町における確認基準を定める条例を制定するものであります。

議案第 27 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号、佐川町子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号、佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 8 年度から町立保育所において乳児等通園支援事業を実施することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 30 号、第 6 次佐川町総合計画の策定につきましては、第 5 次佐川町総合計画期間が、令和 7 年度末をもって終了することにより、令和 8 年度から 10 年間の計画となる、第 6 次佐川町総合計画を策定いたしたく、地方自治法第 96 条第 2 項の規程による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規程により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号、池田団地集会所の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、池田団地自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号、富士見町公民館の指定管理の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、富士見町自治会を指定管理者に指定することについて、

議会の議決を求めるものであります。

議案第 33 号、三野公民館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、三野自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 34 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、西町 8 区自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 35 号、ロ 4 8 1 号客車展示施設の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号、名教館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 37 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、町道路線の認定につきまして、町道加茂住宅団地線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、町道路線の変更につきましては、町道弘岡 9 号線の認定につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更につきましては、特別養護老人ホームもみじ荘を廃止するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課次長から説明をさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは、議案第3号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第8号）につきまして説明をさせていただきます。

令和7年度補正予算のフォルダにあります、すいません、修正版の令和7年度一般会計補正予算（第8号）をお開きいただきまして、6ページをご覧くださいようをお願いをします。

第2表、繰越明許費補正であります。表には予算の款、項の区分と事業名及び繰越限度額を記載をさせていただいております。

今回表に記載の16事業につきましては、事業の実施に当たり、関係者との協議調整に、不測の時間を要したことなどの理由により、事業の完了が令和8年度になることが見込まれることから、合計7億6,389万5千円を繰り越すものとなっております。

各事業の内容、繰越理由につきましては、参考資料のフォルダ内に議案第3号、令和7年度一般会計補正予算（第8号）繰越明許費追加事業一覧として掲載をさせていただいておりますので、ご確認をいただくようお願いをいたします。

次の7ページの第3表、地方債補正、1、廃止の表につきましては、起債の目的欄にございます農林水産業施設災害復旧事業につきましては、今年度、災害が発生しなかったことによる廃止となっております。

また、小中学校照明改修工事につきましては、改修工事を実施する予定でありましたが、リース契約に変更したことによる廃止となっております。

続きまして、2、変更の表につきましては、起債の目的欄にございます事業につきましては、それぞれ限度額の変更をするものであります。変更理由につきましては、県工事の負担金の変更や、入札減、また農業基盤整備事業費の増額ということになっております。

続きまして、補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回、歳入歳出とも実績見込みなどの精査により、主に不用額の減額補正となっております。減額の大きいものにつきましても、実績見込みなどから不用となったものにつきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承くださいようをお願いをいたします。

歳入歳出の事項別明細書により歳出のほうから説明をさせていただきます。30、31ページをご覧ください。

31ページの上の表の4段目になります。2款、1項、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金の説明欄の人事交流職員人件費負担金1,898万3千円は、高知県との人事交流職員3名分の高知県への負担金となります。

次の段の24節積立金ですけれども、ふるさとづくり基金積立金1億円及び、その2つ下の施設等整備基金積立金の3億2千円のうち3億円は、各事業の歳出の減額に伴い、その財源としておりました一般財源を積み立てるものであります。

52、53ページをご覧ください。

53ページの下から3段目になります。5款、1項、6目農地費、14節工事請負費の説明欄、農業用水路等長寿命化・防災減災事業の2億100万円につきましては、岡崎堰袋体更新工事に要する費用となっております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12、13ページをご覧ください。

1款、1項、2項、3項、5項町税の補正額の合計は3,969万7千円の増額となり、補正後の予算額は11億8,865万9千円となっております。

次に14、15ページのほうをお願いをします。

14、15ページの下から2番目の表をご覧ください。

10款、1項、1目、1節地方交付税の1億5,498万円につきましては、普通交付税について、臨時経済対策費などの追加交付により、増額となったものであります。

次に20、21ページをご覧ください。

20、21ページの3つ目の段になります。

15款、2項、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の欄、農業用水路等長寿命化防災減災事業1億3千万円につきましては、岡崎堰袋体更新工事に係る県補助金となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは私からは、議案第4号と第5号について説明をさせていただきます。まずは、議案第4号、佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）です。予算書の14、15ページをお開きください。

それでは主なものについて説明をさせていただきます。減額につきましては事業終了や、実績見込みによる不用額の減額となっております。

まずページ上段の2款保険給付費、1項療養諸費合計3,060万円。それとそ  
の下段、2款保険給付費、2項高額療養費合計966万4千円。この減額につ  
きましては、医療費に係る経費でございます。年々、被保険者数の減少に比例し

まして、減少傾向にありまして、その不用額を減額するというものになっております。

次に、16 ページ、17 ページをお開きください。

このページの一番下の段、5 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費につきましては、特定健診事業の決算見込みにより、その不用額を減額するものということになっております。

なお、健診の受診数については、950 人を見込んでおります。

次に歳入に移ります。

歳入 8 ページ、9 ページをご覧ください。こちらも実績見込みに合わせて減額をしております。

8 ページ、9 ページの中段、3 款県支出金、1 項県補助金につきましては、医療費の減に伴う普通交付金の減額と特別調整交付金の見込額が決定をいたしましたので、差引き 2,141 万 1 千円の減額となっております。

以上が国保会計になります。

続いて、議案第 5 号、佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）になります。

予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。

はい 10 ページ、11 ページの歳出につきましては、人件費の不用額を減額するものになっております。

戻っていただいて 8 ページ、9 ページの歳入です。

こちらの歳入につきましては、一般会計からの繰入金の保険基盤安定分の額が確定をいたしましたので減額をいたしまして、その分保険料と組替えをしております。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは議案第 6 号、令和 7 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明をさせていただきます。

令和 7 年度佐川町学校給食特別会計補正予算書の第 1 号の 10 ページ、11 ページをお開きください。

こちらは歳出の明細書になります。

まず、1 款、1 項、11 目給食費、10 節需用費の賄材料費につきましては、材料費の価格高騰もありましたが、私学や県立中学に入学した生徒が例年より多かったこともありまして、129 万 4 千円の減額となっております。

続きまして8ページ、9ページにお戻りください。

こちらは歳入の明細書になります。

1款、1項、1目給食負担金、1節現年分保護者負担金につきましては、先ほどご説明させていただきました私学や県立中学に入学した生徒が例年より多かったことなどもありまして、190万9千円の減額となっております。

次に下の表、2款、1項、1目一般会計繰入金、1節につきましては、先ほどのご説明に関連いたしますが、生徒数の減などにより、給食費無償化に伴います、佐川町子育て支援給食費繰入金が、308万6千円の減額となり、食材の高騰などによりまして一般会計繰入金が362万5千円の増額となっております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは私から議案第7号、令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

介護保険の補正予算書のほうをお願いいたします。

まず、歳出からご説明をいたします。補正予算書の14、15ページになります。

決算見込みによりまして、不用額の減額が多いですけれども、こちらにつきましては説明を省略をさせていただきます。

増額補正のうち、100万円以上のものをご説明をいたします。

まず、2段目の表の2款、2項、1目、介護予防サービス給付費、18節の説明欄、サービス給付費負担金の193万9千円につきましては、見込みより介護予防の給付費が伸びておりまして、不足見込分を補正をするものでございます。

次に、3段目の表の2款、5項、1目高額医療合算介護サービス費、18節の説明欄、高額医療合算介護サービス費負担金の229万8千円につきましては、同一世帯の医療費と介護サービス費の合算高額療養費について、不足見込分を補正をするものでございます。

次に、16、17ページをお願いをいたします。

2段目の表の3款、3項、1目介護予防・生活支援サービス事業費の18節の説明欄、訪問型・通所型・生活支援サービス負担金の128万円につきましては、見込みより事業費が伸びておりまして、その見込分を補正をするものでございます。

続きまして、ページ戻りますが、8ページから11ページまでこちら歳入予

算の明細書となっております。こちらも減額がほとんどでございますが、こちらにつきましては、歳出予算で補正をいたしました金額につきまして、介護保険法で定められた国、県、町の負担割合に基づきまして計算して、金額を減額等の補正をするものでございます。

以上が議案第7号の説明でございます。よろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

私のほうから、議案第8号並びに第9号についてご説明をさせていただきます。

令和7年度、佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）につきましては、2ページに記載にありますとおり、収益的収入の既決予定額を、255万1千円減額し、収入の既決予定額を2,929万2千円とし、収益的支出の既決予定額を143万円減額し、支出の既決予定額を3,129万6千円に補正するものであります。

なおですね、補正予算書の最後にですね、事項別の明細を記載してありますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第9号、令和7年度佐川町水道事業会計補正予算書（第3号）につきまして説明させていただきます。

こちら2ページにありますとおり、収益的収入支出及び資本的収入支出の既決予定額について減額補正を行うものです。収益的収入の既決予定額を790万1千円減額し、収入の既決予定額を2億1,594万8千円とし、収益的支出の既決予定額を198万6千円減額して、支出の既決予定額を1億9,263万8千円に補正し、資本的収入の既決予定額を3,244万7千円減額して、収入の既決予定額を9,306万円とし、資本的支出の既決予定額を5,636万7千円減額して、支出の既決予定額を2億640万2千円に補正するものであります。

こちらですね、補正予算書の最後にですね、事項別の明細を記載してありますので、ご覧いただければと思います。説明は以上となります。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から議案第10号、令和7年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

佐川町病院事業特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。議案本文にありますとおり、この補正は令和7年度佐川町病院事業特別会計

予算に定めております、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものです。

続きまして、6ページの事項別明細書の資本的収入及び支出の表をご覧ください。

まず、上段の収入の表をご覧ください。

資本的収入の1款、4項、1目の県補助金につきまして、50万9千円を減額補正するものです。対象事業の高知県医療機関等災害対策強化事業及び新興感染症対応医療機関設備整備事業につきましては事業費の減額。電子処方箋普及促進事業につきましては追加交付によるものです。

収入の1款、4項、3目の国庫補助金につきましては、97万8千円を増額補正するものです。

これは対象事業の電子処方箋管理サービスの初期導入に係る事業費用に対しまして、事業費の3分の1が交付されることによるものです。

その下、1款、5項、1目の介護サービス事業繰入金につきましては、51万9千円を減額補正するものです。

これは、佐川町病院事業の附帯事業であります、介護事業で使用する車両を購入するため、一般会計の介護サービス事業基金から車両購入に必要な費用額を繰り出しをしておりますが、車両の購入費用が当初予算よりも減額となったことによるものです。

続きまして、下の支出の表をご覧ください。

資本的支出の1款、3項、1目の投資有価証券等購入費につきまして5千万円を減額補正するものです。

当初予算では、地方債等の購入を予定しておりましたが、本年度経営状況が厳しいため購入を取りやめたことによるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

私からは、議案第 11 号から、議案第 20 号までご説明をさせていただきます。

議案第 11 号、令和 8 年度佐川町一般会計予算から議案第 18 号、令和 8 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、来週の予算勉強会におきまして、各担当課局次長からご説明をさせていただきますので、この場での説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 19 号から説明をさせていただきます。

参考資料のフォルダに掲載をしております、議案第 19 号関係をご覧ください。条例の新旧対照表となっております。

議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 7 年人事院勧告に伴い、高知県の特別職について期末手当の支給割合の改定が行われ、本町におきましても、高知県に準拠して期末手当の支給割合の引上げを行うものであります。

まず、1 ページ目の特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例につきましては、特別職、町長、副町長になりますけれども、期末手当の率を下線部のとおり、100 分の 165 から 100 分の 167.5 に変更をするものであります。

次に、2 ページ目の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例につきましては、教育長の期末手当の率を下線部のとおり、100 分の 165 から 100 分の 167.5 に変更するものであります。

次に、3 ページ目になりますけれども、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例につきましては、町議会議員の期末手当の率を下線部のとおり、100 分の 165 から 100 分の 167.5 に変更をするものであります。

続きまして、参考資料、議案第 20 号関係をご覧ください。

議案第 20 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

1 ページ目をご覧ください。

第 4 条第 1 項第 1 号及び 3 号では、下線部のとおり、災害により死亡した者の遺族に支給する災害弔慰金の受給者の順位及び範囲を変更をしております。

次に 2 ページ目をご覧ください。

第 14 条第 1 項では、これまでは保証人を立てることが前提となっておりましたけれども、改正後は、貸付けを受けようとする者が保証人を立てるかどうかを選択できるということになっております。

次に、第2項、これまでは据置期間経過後、年3%の利子を徴収しておりましたが、今回の改正により保証人を立てる場合は、全期間を通じて無利子とし、保証人を立てない場合であっても、利率を現行の3%から年1%に引き下げることにいたしております。

また、第3項では、保証人を立てる場合の責任の範囲についてでございますけれども、貸付けを受けた者と連帯し、債務を負担し、違約金についてもその範囲に含めることを明文化をしております。

次に、第15条第1項、償還方法の拡充についてでございます。

これまでは、年賦または半年賦の2種類としておりましたけれども、これに月賦償還を新たに追加をしております。

次に第3項ですけれども、償還の免除は支払猶予等に係る準用規定の整備となっております。

最後に、第16条ですけれども、支給審査委員会を置くことを規定をしております。

本委員会は死亡や障害の原因が当該災害によるものか、あるいは既存の疾患等によるものかといった、支給の可否に係る専門的な調査審議を行うものであります。

第2項におきましては、委員の構成を定めております。

医学的な見地から判断を行う医師、法的な適正性を担保する弁護士、その他専門的な知識を有する学識経験者などを町長が委嘱し、任命し、多角的な知見、視点から審査を行う体制を整えていきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

私のほうからは、議案第21号から23号までご説明をさせていただきます。

まず、議案第21号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

参考資料のフォルダにあります、参考資料、議案第21号関係、新旧対照表をご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、令和8年3月31日に町が所有者から借り上げておりました、空き家活用住宅の10年の契約期間満了に伴い、資料別表第2にあります松ノ木1号住宅、松ノ木2号住宅、庄田住宅、7区住宅の4軒につきまして削除をするものです。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

参考資料のフォルダにあります、参考資料、議案第 22 号関係、新旧対照表をご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、令和 8 年 3 月 16 日からのさかわぐるぐるバスの路線再編に伴う路線名の変更になります。

昨年、令和 7 年 3 月 17 日より「道の駅佐川線」として、まきのさんの道の駅佐川から上郷、佐川駅など佐川町内の中心部を経由し、西佐川駅へ向かう上下線で運行しておりました中心部の路線を、右回り、左回りの循環線に再編するため、路線名を「中心部ぐるぐる線」に変更するものです。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 23 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

令和 3 年に地域資源を生かした住民主体のまちづくりを推進し、芸術、工芸及び木工を通じたものづくりの振興を行うことを目的として、旧黒岩中央保育所を利用したアトリエを設置し、地域おこし協力隊の卒業生等による創作活動に利用されてまいりましたが、令和 6 年 9 月以降利用がなくなっていること。また、建物の老朽化が著しいことから、アトリエとしての利用を取りやめることとしたことにより廃止するものです。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から、議案第 24 号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

参考資料フォルダにあります参考資料、議案第 24 号関係、新旧対照表をご覧ください。

この条例改正は、昨今の物価高騰や人件費の増加などを踏まえて、使用料の変更を行うものです。

変更内容としましては、町外の子供が 500 円を 600 円に、町外の大人が 800 円を 1 千円にそれぞれ値上げを行います。

また、年間パスポートを廃止し、町外のリピーターが利用しやすいように、新たに回数券を設けるものとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第 25 号から議案第 29 号のご説明をさせていただきます。

まず、議案第 25 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

参考資料フォルダにあります、議案第 25 号関係の新旧対照表をお開きください。

こちらの条例改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、関係する条文を改正するものとなっております。

新旧対照表の 1 ページ目をご覧くださいと思います。

改正の概要について、ご説明をさせていただきます。

附則、第 12 条におきまして、令和 8 年度における前年度非課税に係る非課税者に係る保険料の減免規定を設けております。

このことに関しましては、令和 8 年度における、失礼しました、令和 7 年度税制改正によって、給与所得控除が見直されることに伴い、新たに市町村民税が非課税になる者が出てきます。

しかしながら、介護保険制度上は 3 年間の事業計画により算定された、介護保険料収入の安定性の確保の観点から、現在の介護保険事業計画期間中に当たります令和 8 年度については、保険料の変更ができないため、みなし課税者とする取扱いが示されているところでございます。

一方で、このみなし課税者の該当者について、そのまま保険料を徴収するか、あるいは減免措置を講ずるかについては、市町村の裁量となっております。

本町においては、減免措置を講じても、介護保険財政に大きな影響を与えるものではないと考えておきまして、保険者の負担軽減の観点から、減免措置を講ずるための規定を設けるものでございます。本条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日となります。

次に、議案第 26 号、佐川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

こちらのほうは、新規となりますので、議案フォルダにあります、議案第 26 号の本文のほうをお開きいただきたいと思います。

こちら本条例につきましては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、こちらが令和 7 年 11 月 13 日に公布されまして、佐川町においても令和 8 年度から乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」を実施するに当たり、市町村として確認基準を定める必要があるため、制定をするものでございます。

条例の構成としましては、全 3 章、33 条からなっておりまして、具体的な

基準等につきましては、条例案の2ページ目から始まります、第2章において定めております。

項目だけ、主なものを申し上げます。

第1節、第3条におきましては、利用定員について。それから第2節、第5条におきましては、正当な理由のない提供拒否の禁止について。第9条におきましては、子供の心身の状況の把握について。少し飛びまして、第19条におきましては、運営規程について。第20条につきましては、勤務体制の確保等について。第25条におきましては、秘密保持等について定めております。

なお、本条例の施行日は令和8年4月1日となります。

続きまして、議案第27号、佐川町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

こちらは参考資料フォルダにあります、議案第27号関係の新旧対照表をお開きください。

こちらの条例改正につきましては、内閣府令の改正に伴いまして、関係する条文を改正するものとなっております。

こちら内容自体に大きな変更はなく、いずれの箇所につきましても、国の基準府令に合わせまして、表記の変更やその統一、文言を補うなどの改正となっております。本条例の施行日は、令和8年4月1日となります。

次に、議案第28号、佐川町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

こちら参考資料フォルダにあります、議案第28号関係の新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、令和8年度から乳児等のための支援給付、いわゆる「こども誰でも通園制度」に係る新たな給付が開始されることにより、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、必要な改正を行うものとなります。

子ども・子育て支援法第82条では、質問検査の忌避、いわゆる嫌って避けること、それから支給認定証の返還拒否等をした者に対して、過料を科する規定を設けることができる旨を定めておりますが、令和8年4月1日から開始する乳児のための支援給付に関しましても同様に質問検査の忌避や、支給認定証の返還拒否等をした者に対して、過料を科することができる旨の規定を追加するものとなっております。本条例の施行日は令和8年4月1日となります。

次に、議案第29号、佐川町立保育所設置保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

参考資料フォルダにあります、議案第 29 号の新旧対照表をお開きください。

こちら本改正につきましては、令和 8 年度から佐川町立黒岩中央保育所で、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」を実施することに伴い、必要な改正を行うものとなります。

第 3 条第 1 項におきましては、保育所が実施する事業として、乳児等通園支援事業を追加し、第 15 条におきまして、乳児等通園支援事業に関する必要な事項について追加をするものです。本条例の施行日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

以上、私からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

私からは、議案第 30 号、佐川町総合計画の策定につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第 30 号、第 6 次佐川町総合計画の策定につきましては、第 5 次佐川町総合計画の計画期間終了に伴い、令和 8 年度から 10 年間の計画となる第 6 次佐川町総合計画の策定につきまして、本定例会に提案するものでございます。

今回の第 6 次佐川町総合計画につきましては、昨年度から町民アンケート、団体調査、町民ワークショップを実施し、町民の皆さんにも参画いただいて、今後 10 年の佐川町の未来を見据えたご意見等をいただきました。

また、統計データの分析や現計画の取り組み等についての評価検証を行い、課題の抽出も行いました。

審議会におきましても昨年度より、委員の皆様には貴重なご意見・ご提言をいただき、作成してまいりました。2 月 5 日の令和 7 年度、3 回目の審議会におきましては、委員の皆様にも最終案をお示しし、答申をいただいたところです。

ここからは本計画書の内容につきまして、簡単に概要をご説明させていただきます。

資料は、参考資料、議案第 30 号関係となります。

本総合計画は第 1 部を 2 章、第 2 部を 2 章、第 3 部を 2 章の 3 部から構成されており、1 ページからの第 1 部序論では、第 1 章で策定の趣旨や構成、時代の潮流について、第 2 章では佐川町の現況、町民の声等を記載しております。

31 ページからの第 2 部は基本構想となっており、第 1 章で佐川町の未来像を、第 2 章でその未来像を実現するための政策方針を記載しております。

佐川町の目指す未来像としては、佐川町の歴史と文化を基盤とし、住民が互いに支え合いながら、活力ある地域社会を築くという願いを込め、「人と文化

が花ひらく、明るく元気なまち「さかわ」としております。

第2章では、先ほどの未来像を実現するため、人口ビジョンを踏まえ、基本方針として、持続可能なまちづくりと住民と歩むまちづくりを定め、教育、健康・福祉、産業・観光、安全・安心、まちづくり、行財政の6つの分野を設け、その政策方針を記載しております。

37ページからの第3部は、基本計画となっております、第1部で示された未来像を実現していくための方策を記載しております。

第1章では分野別の施策体系図を、第2章では第1章の体系図で示された各分野ごとの施策の内容について記載しております。

以上、概要をご説明させていただきましたが、詳細につきましては資料としてつけさせていただいております計画をご覧くださいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは私から、議案第31号から議案第34号までの説明をさせていただきます。

議案第31号、池田団地集会所の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者になっていただいております池田団地自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。

議案第32号、富士見町公民館の指定管理者の指定につきましては、これも同じく、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者になっていただいております、富士見町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

議案第33号、三野公民館の指定管理者の指定につきましても、同様に佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者になっていただいております、三野自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるも

のであります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31までとしております。

議案第34号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定につきましても、同様に佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者になっていただいております、西町8区自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31までとしております。

以上で、議案第31号から議案第34号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

私からは、議案第35号、ロ481号客車展示施設の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

議案第35号、ロ481号客車展示施設の指定管理者の指定につきましては、令和8年3月31日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく、公募によらない選定により、引き続き、一般社団法人さかわ観光協会に当施設の指定管理を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものです。どうぞよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは私のほうからは、議案第36号及び議案第37号につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案第36号、名教館の指定管理者の指定につきましては、令和8年3月31日に現在の指定管理者の指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、従前から指定管理者に指定をしております、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定するものです。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

続きまして、議案第37号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきまして

は、こちらも令和8年3月31日に現在の指定管理者の指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、従前から指定管理者に指定をしております、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定するものです。

指定期間につきましては、こちらも令和8年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私のほうから、議案第38号並びに第39号についてご説明をさせていただきます。

議案第38号、町道路線の認定につきましては、町道加茂住宅団地線は加茂弘岡地区で現在計画しております、宅地開発による新規路線であり、起点が加茂字朴田264番地1、終点が加茂字ヤスバ426番地16で、路線延長が258メートル。幅員が最大で6メートル、最小で4メートルの道路となっております。

議案第39号、町道路線の変更についてご説明させていただきます。

町道弘岡9号線は、先ほど申しました宅地開発による町道加茂住宅団地線の認定に伴い、一部の区間が重複することとなり、延長が変更となり、終点が加茂字朴田265番地先となっております。

説明は以上です。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは議案第40号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

経営の効率化のために、令和7年度から特別養護老人ホームもみじ荘を暫定的に休止しておりましたが、令和8年4月1日から正式に廃止する方針が決定をしたため、地方自治法第286条及び第290条の規定に基づき、手続を行うものであります。

私からの説明以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、議案第3号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を9日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 01 分

